

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年十月二十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年六月十四日奈良県指令中土第五五―一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月三日中土第七五―一六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月三日中土第七六―四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡三宅町大字伴堂四二五番一、四二五番三、四二五番四、四二五番五、四二五番六、四二五番七及び四二五番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市椎木町一番地七

有限会社美濃不動産販売 取締役 美濃朗恵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡三宅町大字伴堂四二五番一

下水道 磯城郡三宅町大字伴堂四二五番一の一部

水路 磯城郡三宅町大字伴堂四二五番四

一 許可番号

令和五年八月四日奈良県指令中土第五六―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月三日中土第七五―七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市城殿町三一八番一二、三一八番一三、三一八番一四及び三一八番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

